

レースに当たっての審判上の注意

(公社)日本ローイング協会競漕規則(2024年4月改訂)と大会要項、および以下の諸注意とこの代表者会議での指示決定事項に基づいてレースを運営します。注意してレースに臨んでください。

1. 健康について

各選手は自分の安全と健康には十分注意を払い、途中で具合が悪くなったら必ず最寄りの役員・審判員に申し出ること。

2. 安全(事故防止)について

レース前の練習時に他艇と接触・衝突で艇の故障により出漕できなくなるクルーが時々見受けられる。往々にして航行ルールが守られていないことが原因である。

回漕及び緩衝レーンは練習用の水域ではない。すぐに止まれるスピードで進行し、後続のクルーの回漕を妨げてはならない。また練習エリア、発艇エリアの使用レーン等の航行ルールを順守し、事故が起きないように注意すること。

3. 舵手の計量について

- (1) 計量は、ユニフォームおよび一部装着が認められているパーソナルアイテムのみで行う。
- (2) 舵手の体重は、計量時に許可されたものを含め男子種目 55kg 以上、女子種目 50kg 以上とする。これに満たない場合、規定の重量に達するため、最大限 15kg のデッドウェイトを艇内で舵手に最も近い場所に置くこと。デッドウェイトを携行しないでレースに出漕した場合、レッドカードが与えられ**除外**となる。
- (3) 計量は、レースのある日は必ず1回、最初に出漕するレースの2時間前から1時間前までに指定の場所で計量すること。この定められた時間内に計量をしなかったクルーは**失格**となる。
- (4) 計量所での水分摂取は禁止とする。
- (5) 予備計量(本計量器による測定)は1回限り認められるので、計量担当者に先に申し出ること。

4. ユニフォームについて

- (1) クルー内で統一すること。
- (2) パーソナルアイテムは統一されていなくても良い。
- (3) アンダーシャツ・アンダーレギンス等ユニフォーム以外に着用するものはレース時にクルー内で統一すること。 注：柄の相違、色褪せによる色違い等は統一と認められない。
- (4) 舵手は、気候上の要件・健康上の理由によりクルー内で統一されたユニフォームおよびクルー内で統一された服装に加えて漕手が着用していない衣服を着用しても良い。
- (5) 帽子・鉢巻は統一されたものであれば、着用・非着用の者がいても構わない。ただし、帽子と鉢巻きを併用する場合は一体のものとみなす。

5. 艇の故障について

出艇前および回漕中に艇の故障が生じ、発艇定刻に間に合わないと思われる場合、最寄りの審判員に申し出ること。ただし、発艇定刻 2 分間までに所定の位置に着けなかったらイエローカードの警告が与えられ、修理が長引く場合、そのクルーを外してレースを行う場合がある（当該クルーは DNS(棄権)扱い）。このようなことにならないよう、各クルーは艇を十分に整備し、レースに臨むこと。

6. 回漕中および練習中の注意事項

- (1) 回漕レーンは直ぐに止まれるスピードで航行すること。
- (2) このコースは、回漕レーンとコースが隣接していることから、レースが近づいてきた際には先頭のレース艇の 100m 手前で必ず停止し、その最後尾のレース艇が通過するまで待つこと。
- (3) 練習エリア、クールダウンエリアでは航行ルールを遵守すること。これに違反したクルーはイエローカードの対象となる。
- (4) 回漕中および練習中にレース艇と接触または妨害を引き起こしたクルーについては、イエローカードの対象となり、重大な事案についてはレッドカードの対象となり除外の罰則が適用される。

7. イエローカードとレッドカードについて

イエローカードは警告であり、同一ラウンド内で 2 回イエローカードを受けるとレッドカードの警告となる。

イエローカードは前のラウンドの終了から次のラウンドの終了まで有効であり、当該レースが延期または再レースの場合にも適用される。

レッドカードの警告を受けると除外の罰則が適用となり、その後のレースには出漕できない。

8. 発艇に関する注意事項

- (1) 次に出漕するクルーは待機水域にて発艇員からレースで使用するレーンを割り当てられる。待機水域以外で待機したり、呼込まれていないにもかかわらず勝手に競漕水域に進入したりしてはならない。割り当てられたレーンに進入後は自己のレーンのみで練習することができる。割り当たられたレーンを外れたり、他のレーンに進入したりすることはできない。
- (2) 出漕するクルーは発艇定刻 2 分前までに所定の発艇位置（ステイクボード・ポンツーン）に着いていなければならない。これに違反するとイエローカードの警告を受ける。
- (3) 発艇号令は発艇合図信号により、次の手順で行う。
 - ① 通常の場合
ロールコール → 「アテンション」 → 赤色灯 → 「緑色灯＋ブザー音」
 - ② クイックスタートの場合 2 分前コールの後に発艇員から通達される。
「オールクルーズ」 → 「アテンション」 → 赤色灯 → 「緑色灯＋ブザー音」なお、機器の不具合により、ブザー音が聞こえない場合もあるので、緑色灯が点灯したら

スタートすること。

③ 信号機等の故障により旗で行う場合

通常： ロールコール → 「アテンション」 → 「旗+（ゴー）」

クイックスタート： 「オールクルーズ」 → 「アテンション」 → 「旗+（ゴー）」

フォルススタート等があり、レースを止める場合は旗と鐘で知らせるので止まること。

9. レース中の注意

自己のレーンを外れて、他艇に接触・妨害をする危険のある艇に対し、主審が警告（注意）することがある。この場合、主審は白旗を掲げ、クルー名を呼ぶ。

進行方向に航行を妨げる物その他により、クルーに危険が生じる可能性がある場合、危険を回避するため主審から操舵指示をされることがある。

コースを外れたクルーに危険が生じる場合、主審は白旗を頭上に掲げ、当該クルーへ「止まれ！」と指示することがある。

レース中極端に遅れたクルーを主審艇が追い越す場合がある、この場合追い越されたクルーは波をかぶることもある。

10. レース中の選手の落水、艇の転覆

いかなるクルーも定員を欠いて出漕することはできない。

着順が認められる場合

- ・ 不可抗力により漕手が落水し、乗艇できずにフィニッシュラインに到達した。
- ・ 漕手が落水し、艇が転覆した場合、自力（他人の助けを借りず、艇を岸に着けない）乗艇してフィニッシュラインに到達した。

注：乗艇を試みても安全および健康面ならびにレース運営上支障等を考慮し、漕手の意志・意向に関わらず主審は救助を優先させることがある（当該クルーはDNFとなる）。

着順が認められない場合

- ・ 漕手が自ら故意に飛び込んだとき。（レッドカード）
- ・ 故意・過失問わず舵手を欠いたとき（レッドカード）

艇が転覆した場合、漕手が艇から速やかに離脱できる形式でなければならない。シューズは片手の一動作で靴が脱げるような仕組みであり、ヒールロープを使用する場合は踵が水平以上にならないようしっかりと結んでおくこと。フットストレッチャーが艇に残らない構造のすぐに離脱できるシューズは適切に装着しておくこと。これに違反した場合は、失格までの罰則が与えられる。

11. レースの終了およびレース終了後

クルーがフィニッシュラインに到達した際には、判定よりブザー音にてクルーに知らせることを原則とするが、機器の不具合その他理由により、ブザー音が正常に鳴らないことがありうる。

クルーは自らフィニッシュラインを確認して漕了するよう注意すること。

フィニッシュラインを通過したクルーは、主審艇が旗を掲げるまでフィニッシュライン付近で待機すること。

白旗が挙げた場合、レースに問題がなく終了。

赤旗が挙げた場合、そのレースに何らかの疑義があることを示すものであり、主審より指示があるまでその場に留まり、指示を待つこと。

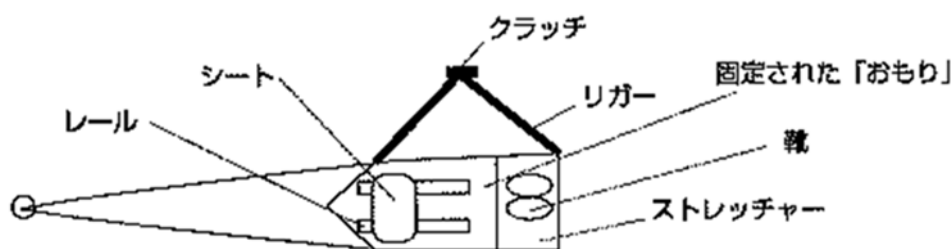
12. 艇の重量について

艇には最小重量がある。最小重量については競漕規則第 11 条細則で規定されており以下の通りである。

種目	1 x	2 x	2 -	2+	4x	4-	4+	4x+	8+
重 量 (kg)	14	27	27	32	52	50	51	53	96

艇の重量に含まれるものは以下の通りである。

- (1) シート、リガー、クラッチ、ストレッチャー、シューズ、シートの延長レールの通常装備品
- (2) 艇と一体若しくは艇に固定された艇内マイク用スピーカーおよびその配線、その他固定された電子装備品およびその配線
- (3) シートに固定されたパッド等、艇および通常装備品に付帯され、容易に取り外しが不可能な状態で固定された付属品（積載固定）



13. 艇計量について

艇の重量を満たしているか、計量を行うことがある。

この場合、主審が計量を行うべきクルーにその旨指示をするので、指示を受けたクルーはクールダウンを済ませた後（任意）に、国艇前台船より計量所へ行くこと。指示は着順に関係なく任意に行う。計量の結果、重量不足が判明したクルーは、当該レースの最下位となり、BUW と記録される。ただし、本大会中に 2 度目の重量不足が判明した場合は失格となる。

次の場合、艇の重量にかかわらず最下位となり BUW と記録される。

- ① 計量の指示を受けた後（クールダウンをした場合はその後）、計量所へ行く前までの間に岸へ着けた、他の台船（給水ポンツーンは除く）へ着けたとき。
- ② 艇計量の指示を受けた後、艇内に水を入れる等、故意に計量に影響を与える行為をしたとき。

2000m フィニッシュ地点の指定された場所の最寄りの台船でのみ飲料の受け渡しができるが、それ以外の行為は厳禁とする。

艇の予備計量は、本計量器において、計量器が空いている時間を使用し、クルーの判断と責任において試行できる。

14. 無線通信機器の使用について

艇内に許可データ（タイム・ストローク・レート・艇速/加速度、心拍数）、を収集するための機器や装置（携帯電話等含む無線通信機器）の持込みは許可されるがレース中（レース用の航行ルールが適用されている全時間帯）、電氣的または電子的な手段による、クルーと艇の外部とのいかなる方向の交信およびデータの送受信も許されない。使用した場合は失格となる。

「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。

岸から拡声器または無線通信で指示を与えることは禁止されている。また艇内マイクを使用する場合、他の艇に迷惑のかからないよう、音量には十分注意すること。

15. 異議申立について

異議申立はレース直後もしくは審判から処分を下された時点でのみ、その審判に申し出ることができる。

スタートでイエローカードおよびレッドカードを受けたクルーはその場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。

レース終了後のクールダウン及び次のラウンドまでのトレーニング中の違反等への処分に対する異議は、当該処分を下した審判に申し立てることができる。なお、当該処分を下した審判に異議申立ができない場合は、最寄りの審判に対して異議を申し立てることができる。ただし、その申立は、次のラウンドのレースのためにボンツーンを出艇するまでに行わなければならない。

レースに関するクルーから当該審判に対しての異議申立は、主審が白旗を掲げる以前に申し出ること。

16. 不服申立について

異議申立に対する不服申し立てに加え、以下の事項に対する不服申し立てを、異議申立を経ずに不服審査委員会へ書面にて行うことができる。

手順等は競漕規則・細則第75条の規定通りとする。

- （1）第42条によるスタートでの異議申立が棄却もしくは却下された場合
- （2）第74条による異議申立が棄却もしくは却下された場合
- （3）DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティーを与えられた場合
- （4）他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合
- （5）発表されたレース結果

◆不服申立のための文書は、用紙の種類やレイアウト等の様式を問わず、不服申立の対象となる状況の説明（レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料）と不服の根拠となる規則・規程の条文および所属団体 代表者の署名と提出日が記載されていればよい。